十七、日本交通公社に対する件

昭和四十五年（排）第一号

排除命令

東京都千代田区丸の内一丁目一番地

株式会社　日本交通公社

右代表者　代表取締役　西尾寿男

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社日本交通公社は、同社関西支社において、昭和四十四年六月一日から同月三十日までを期間とし、「夏旅グランドセール・謝恩トラベルセットプレゼント」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。

この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社日本交通公社は、肩書地に主たる事務所を置き、主として旅行あっせん業および出版業を営む事業者である。

同社は、同社関西支社において、一般消費者を対象に、「夏旅グランドセール謝恩トラベルセットプレゼント」と称して、昭和四十四年六月一日から同月三十日での期間に、周遊券または旅行券を購入または予約した者に対しアンケート用紙を与えて応募させ、抽せんにより、一等秋の北海道旅行（六泊七日、費用十五万九千円相当）に一組（二名。以下一組は二名である。）、二等南九州三日の旅（二泊三日、費用六万九千円相当）に一組、三等大漁お舟盛りとお狩場焼伊豆の旅（一泊二日、費用三万円相当）に一組、四等東名高速ハイスピード旅行（一泊二日、費用二万円相当）に一組、五等国鉄ファミリーセット旅行（日帰り、費用八百十円相当から千五百四十円相当まで）に六組を招待、また、六等万国博入場券一枚（七百二十円）を五十名に提供することを企画し、この企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、旅行券最低販売価格の五百円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額は最高額は、一万円である。よつて、前記景品類中、一等、二等、三等および四等の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、株式会社日本交通公社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に係づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十五年一月二十一日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子